

本日の会議に付した事件

令和4年第3回山元町議会定例会

令和4年9月16日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案撤回の件
- 日程第 3 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度山元町一般会計補正予算・専決第3号）
- 日程第 4 議案第36号 山元町スポーツ推進条例
- 日程第 5 議案第37号 山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第38号 山元町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第39号 令和4年度 農購1号 除草用モア付きトラクタ購入事業に係る物品購入契約について
- 日程第 8 議案第40号 令和4年度（債務） 道改7号 中浜滝の前線道路改良工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第41号 字の区域の変更について（山元東部地区）
- 日程第10 議案第42号 令和4年度山元町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第43号 令和4年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第44号 令和4年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第45号 令和4年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第46号 令和4年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第47号 令和4年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 同意第 3号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第 4号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 認定第 1号 令和3年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第20 認定第 2号 令和3年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第21 認定第 3号 令和3年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第22 認定第 4号 令和3年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第23 認定第 5号 令和3年度互理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第24 認定第 6号 令和3年度山元町水道事業会計決算認定について（委員長報告）
- 日程第25 認定第 7号 令和3年度山元町下水道事業会計決算認定について（委員長報告）
- 日程第26 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第27 議員派遣の件

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから、本日の会議を開きます。

10番阿部 均君から欠席届出書が提出されております。

また、上下水道事業所長山本勝也君が欠席する旨の届出が提出されております。

なお、上下水道事業所長の代理として担当班長が説明員として出席しますので、ご了承を賜りたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、5番渡邊千恵美君、6番高橋真理子君を指名します。

議 長（岩佐哲也君）これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配布のとおりでありますので、ご覧願います。

議長諸報告を終わります。

議 長（岩佐哲也君）日程第2．議案撤回の件を議題とします。

本件について説明を求めます。町長橋元伸一君、登壇願います。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。おはようございます。本日、議会最終日になります。よろしく
お願いいたします。

それでは、事件撤回請求について、事件撤回請求書の朗読をもってご説明いたします。

山元発第3917号 令和4年9月13日 山元町議会議長岩佐哲也殿。

山元町町長橋元伸一。

事件撤回請求書。

件名、議案第41号字の区域の変更について（山元東部地区）でございます。

令和4年8月31日提出した上記の事件は、次の理由により撤回したいので、山元町
議会会議規則第19条第2項の規定により請求いたします。

撤回理由ですが、内容を精査し、改めて議案を提出したいためであります。

よろしくお願いを申し上げます。

議 長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議 長（岩佐哲也君）これから討論を行います。―― 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議 長（岩佐哲也君）これから、議案撤回の件を採決します。

お諮りします。

議案第41号字の区域の変更についての撤回の件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案撤回の件を許可することに決定されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第3、承認第11号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。はい、それでは、承認第11号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

令和4年度山元町一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものでございます。

1枚おめくり願います。

専決処分書でございます。

令和4年度山元町の一般会計補正予算は急を要しましたので、地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分をしております。

感染が続く新型コロナウイルスオミクロン株に対応したワクチン接種の準備に早急に取りかかるため、令和4年8月18日付で専決処分を行ったものでございます。

さらにもう1枚おめくり願います。

令和4年度山元町一般会計補正予算（専決第3号）でございます。

初めに、歳入歳出予算の総額についてでございますが、今回の補正の規模は、歳入歳出それぞれ310万円を追加し、総額を110億3,798万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算からご説明いたします。

6ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費でございます。こちらにつきましては、冒頭申し上げましたオミクロン株に対応したワクチン接種について、10月中旬を目途に開始するよう厚生労働省から指示があったことから、接種券発送のために必要となるシステム改修費用を予算化したものでございます。

次に、歳入予算につきましてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

15款国庫支出金2項国庫補助金でございますが、310万円を増額しております。こちらにつきましては、歳出でご説明いたしましたワクチン接種を進めるに当たり、関連する国庫財源を受け入れるものでございます。

以上が専決第3号の補正予算の内容となります。よろしく願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから承認第11号専決処分の承認を求めることについて（令和4年度山元町一般会計補正予算・専決第3号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第11号は原案のとおり承認されました。

議長（岩佐哲也君）日程第4．議案第36号を議題とします。

本案について説明を求めます。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。議案第36号山元町スポーツ推進条例についてご説明いたします。

説明につきましては、配布資料ナンバー1、条例議案の概要にてご説明いたしますので、お手元にご準備願います。

初めに、本条例の提案理由についてですが、町民一人一人の心身の健全な発達と活力ある地域社会を実現することを目的にスポーツを推進するに当たり、復興の後押しとして位置づけられた東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、聖火リレーが本町を駆け抜けたことを未来へ継承するとともに、その開催を契機として条例を制定したく、地方自治法の規定に基づき提案するものです。

1、制定内容についてご説明いたします。

本条例は、さきに提案しておりました条例案につきまして、これまでの議会審査を踏まえ、精査し、改めて提案するものでありまして、ご説明する内容につきましては前回の説明内容と重複する部分もありますが、改めてご説明いたしますので、ご了承願います。

制定内容についてですが、スポーツの推進に関する目的、基本理念、関係者の役割等に関して必要な事項を定めるものです。

2、条文の構成についてですが、初めに全部について要約して記載しておりますが、スポーツを推進することにより、人々に夢や希望そして感動を与え、さらには健康や生きがいづくりにもつながるものと捉えており、町民が心を通わせ、山元町を活力と魅力あふれるスポーツの町にしていきたいと考え、条例を制定するものであります。

第1条から第2条は、目的、定義を定めたものです。

スポーツの推進に関する基本理念について定めること。町の責務、町民、スポーツ関係団体、事業者の努力、協力を明らかにすること。町民の心身の健全な発達と活力ある地域社会の実現を目指すことなどを規定しております。

第3条は、基本理念について定めたものです。

全ての町民が、体力、年齢、目的等に応じてスポーツに親しむことができること。スポーツ関係団体、学校、地域が連携し、青少年の心身の発達、体力向上が図られること。障害のある人が自主的にスポーツに関わることができ、社会参加が促進されること。世

代間交流を促進し、地域の活性化が図られることなどを規定しております。

第4条から第7条は、町の責務、町民、スポーツ関係団体、事業者の努力について定めたものです。

町は、スポーツの推進に関する施策に関し、総合的かつ継続的な実施に努めること。町民は、体力の向上等に努めること。スポーツ関係団体は、町民がスポーツに親しむ機会の提供、施策の協力に努めること。事業者は、地域スポーツの振興に協力するよう努めることなどを規定しております。

その他の規定としまして、第8条は、生涯にわたるスポーツの推進について。

第9条は、障害のある人のスポーツの支援について。

第10条は、スポーツ少年団の普及及び活動支援について。

第11条は、レクリエーション活動の普及奨励について。

第12条は、スポーツ施設の整備等について。

第13条は、顕彰について。

第14条は、町の支援について。

第15条は、委任についてを規定しております。

3番の施行期日につきましては、公布の日から施行するものです。

以上が議案第36号の説明となります。よろしくお願いたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第36号山元町スポーツ推進条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第36号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第5. 議案第37号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（大橋邦夫君）はい、議長。それでは、議案第37号山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

お手元に配布しております配布資料ナンバー2、条例議案の概要をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が公布され、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、非常勤職員の育児休業の取得要件

の緩和等の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。

1の改正内容についてですが、1つ目は、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業取得要件の緩和。2つ目は、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化であります。非常勤職員ですので、会計年度職員を想定してのものでございます。

具体的には、裏面のイメージ図をご覧ください。

1つ目についてご説明いたします。

出生後8週間までの育児休暇ですので、対象は父親となります。現行では1度限りの育児休暇となっておりますが、10月1日以降は、8週間以内に分割して取得することが可能となります。この期間の育児休暇以外の期間については給与が支給となることから、金銭的なメリットが生まれます。従来どおりの育児休暇も可能でありますので、選択肢が増えたのご理解いただきたいと思います。

2つ目の1歳以降の育児休業の取得に関してですが、現行では、育児休業の開始時点が1歳または1歳6か月時点に限定されており、夫婦間で子育てを分担することが難しい内容となっておりますが、改正後は、育児休業の取得開始時期を柔軟にすることができ、夫婦間での子育ての分担、そして、育児休業以外の期間の給与が支給されることによる金銭的なメリットがあり、子育て環境が整備されることとなります。

なお、1歳以降についても従来どおりの取得も可能でありますので、こちらも育児休業取得の選択肢が増えたのご理解いただきたいと思います。

表の面にお戻りください。

3の施行期日については、令和4年10月1日となります。

以上が議案第37号の説明となります。よろしく願いいたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第37号山元町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第37号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第6. 議案第38号を議題とします。

本案について説明を求めます。

子育て定住推進課長（村上 卓君）はい、議長。それでは、議案第38号山元町子ども医療費の助

成に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

お手元に配布しております資料ナンバー3番、条例議案の概要をご覧いただきたいと思っております。

初めに、提案理由でございますが、子育て支援施策の充実を図る一環として、子供の適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費助成の保護者の所得制限を撤廃し、18歳までの全ての子供を対象とした所要の改正を行うため提案するものであります。

1番、改正内容でございます。今回の改正は、現行で適用されております基準の所得額、いわゆる所得制限の部分を撤廃し、助成対象者の拡充を図る内容になっております。

2番、施行期日につきましては、令和4年10月1日から施行し、同日以後の診療に係る医療費から適用するものとなります。

以上が議案第38号の説明となります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

9番岩佐孝子君。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。今回、非常に大きな役割を果たす条例だなというふうに思っておりますが、今までですと、所得制限で何人くらい山元町内では該当していたんでしょうか。

子育て定住推進課長（村上卓君）はい、議長。今後見込まれるっていう形で説明させていただきますと、24世帯46名ということで10月1日以降のが想定されております。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありますか。

4番（大和晴美君）はい、議長。ただいまに関連しますけれども、所得制限がなくなることによって、町負担は年間どれくらいと試算しているのか教えてください。

子育て定住推進課長（村上卓君）はい、議長。今後見込まれる助成、この所得制限撤廃に伴う助成費でございますが、今110万円ほど見込んでいる内容となります。

補正予算としてはですね、今回計上しておりませんが、今後の、今の既定予算のですね、予算の推移を、受診状況を見ながら対応していきたいと考えております。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第38号山元町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第38号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第7．議案第39号を議題とします。

本案について説明を求めます。

農林水産課機能保全班長（由利真人君）はい、議長。それでは、議案第39号令和4年度 農購1号 除草用モア付きトラクタ購入事業に係る物品購入契約についてご説明申し上げます。

お手元に配布しております資料、配布資料ナンバー4、議案の概要をご覧いただきたいと思います。

初めに、提案理由でございますが、除草用モア付トラクタを購入事業に係る物品購入契約の締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を要するので提案するものであります。

以下、項目及び内容を申し上げます。

1、契約の目的は、記載のとおりでございます。

2、契約の方法は、指名競争入札によるものです。指名競争、指名業者数は7社で、入札の結果につきましては、裏面の指名競争入札執行調書をご覧ください。

3、契約金額、一金634万3,920円です。消費税を含みます。

なお、落札率は80.30パーセントでした。

4番、契約の相手方は、亘理町在住の株式会社竹内農機商会でございます。

5、納品場所は、記載のとおりでございます。

6、購入品目ですが、モア付トラクタ1台を購入するものでございます。

トラクタの仕様といたしましては、クボタ製になり、駆動方式は4輪駆動、エンジンの出力は60馬力となっております。あわせて、トラクタに搭載いたします草刈り機用のブームモアにつきましては、ササキブームモアとなり、規格につきましては記載のとおりです。

また、附属品といたしまして、トラクタに取り付けるウエート25キログラムを4個購入いたします。

7、納品期限につきましては、令和5年2月28日となります。

なお、今回購入するモア付トラクタにつきましては、町が管理している道路や水路などの維持管理を目的とし購入するものであり、機械の操作につきましては、資格を保有する会計年度任用職員を採用し、除草作業を実施することにしております。

以上が議案第39号の説明となります。よろしく願いいたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

11番菊地康彦君。

11番（菊地康彦君）はい、議長。今の説明ですと、排水路とかですね、そういったところの除草に活用ということなんですけれども、このモア付トラクタなんですけど、これ役場内だけの使用なのか、もしくは、役場の業務だけに使うのか、もしくは、行政とかですね、そういったところへの貸出しも含めて検討しているのか、確認したいと思います。

農林水産課機能保全班長（由利真人君）はい、議長。今回購入するモア付トラクタにつきましては、基本的には、町のほうで業務しているところで利用するというところでございます。

今後ですね、そういった要望等、事業を実施していく中で検討していくということで

考えていきたいと考えております。以上です。

11番（菊地康彦君）はい、議長。これによって委託費がですね、少し安くなって、費用がね、少なくなっていくのかなとは思いますが、それで、この納期限が2月に、来年2月28日になってますけど、これはあくまでも最終なのか、もっと早くなるのかですね。ちょうど年度変わりになると、型も変わってきてもっといいものも出てくるっていうことで、早く納品してもらって使ったほうがいいんじゃないかと思うんですが、その辺の考えはどういうお考えなのでしょう。

農林水産課機能保全班長（由利真人君）はい、議長。まず、発注時におけます納期限につきまして、現在、部品等の納入期限が大分遅れているという事前の情報がありましたので、ある程度、入札時におきまして幅を持たせたというところで納期限を設定したものでございます。

また、現在、納入の状況について確認しておりますが、納期限より以前に納期、納入されるものというところで、納期につきましては、準備でき次第、納期していただくという方向で調整しておるところでございます。以上でございます。

11番（菊地康彦君）はい、議長。そういう状況だということが理解できましたし、ひとつ、これからね、雪の時期になってくるので、こういうトラクタは前に、ね、雪かき用ローダーなんかつけるとまた汎用性も広がってくるので、大いに活用を期待したいと思います。以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。町管理で対応すると。で、町管理の道路・河川の維持管理ということなんですが、どういうこの計画の下でこの取組を始めたのか。といいますのは、ちゃんとしたこの事業計画といいますか、対象面積だね、どこまでの範囲のね、道路・河川いうことをいつてんのか、規定してんのか、確認します。

農林水産課機能保全班長（由利真人君）はい、議長。まず、今回の事業に至った経緯でございますが、震災後、町が管理しております道路や水路などの施設が増加していることがございます。これらの施設に対する維持管理経費が年々増加しているということから、今回、除草に係る費用の一部を削減することを目的といたしまして機械の購入をいたしたところで、会計年度職員を期間的に直接町が雇用することで実施することで、経費の削減を見込むということでございます。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）広さ、面積はどの程度を想定して検討したのかという質問だと思うんですが、それに対する回答がなかったように思うんですが、どうですか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。心配、懸念は、どこまで、例えばですね、区で、この年に2回、あ、1回ね、環境美化ということでね、大体町道やってるんですよ。あるいは農道関係とかですね。そこまでもこう含めての話なのか、そうずっと、区民はうんと楽になんだけんと。つまり、今ね、高齢化して大変なんですっていうことも。その辺ね、もし、もし、まだその明確でないんであれば、今後やっぱりその辺まで含めてね、あるいは、どの程度のものをやんのかね。それによって、我々たち区民もね、構えが違ってくるっちゃうか、安心するか、あれだけ。ということの確認の、確認したくての質問でした。

町長（橋元伸一君）はい、議長。ただいま議員のほうから質問ありました。我が町、高齢化が進んでって、段々、草刈りですね、するのも大変。んで、草刈りする場所、平らなところばかりではありませんので、危険も伴います。今後ですね、そういうことも含めて、現

在、先ほど面積とかそういうことの質問もありましたが、その面積の中には、その部分っていうのがまだ組み込まれていませんが、将来的には、頭の中にはそういうことも含めてですね、町のほうとしては考えております。まだまだ町民の方たちのそういうふうなお手伝いをいただかないと、全てうまくいくかといえばそうはいかないんですが、やはり少しずつ、その草刈りとかそういうことをボランティアでやっていただける、奉仕作業としてやっていただける方も年々減ってますので、そういう部分を少しでも補っていければというふうには考えております。

議長（岩佐哲也君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君） これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君） これから議案第39号令和4年度 農購1号 除草用モア付きトラクタ購入事業に係る物品購入契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

議案第39号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君） 日程第8. 議案第40号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（千葉佳和君） はい、議長。議案第40号令和4年度（債務） 道改7号 中浜滝の前線道路改良工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

資料ナンバー5、議案の概要をご覧ください。

提案理由であります。中浜滝の前線道路改良工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

内容は、下記のとおりとなっております。

- 1、契約の目的、記載のとおり。
- 2、契約の方法、条件付一般競争入札。
- 3、契約金額、2億5,848万9,000円。落札率、91.60パーセント。
- 4、契約の相手方、株式会社松浦組。
- 5、工事の場所、中浜地内。

別紙をご覧ください。

中浜滝の前線道路改良工事について、多重防御施設3線堤として計画されている町道中浜滝の前線について、道路改良工事を実施するものでございます。

位置図をご覧くださいと、坂元川を挟んで南側の道路が今回の対象区間となっております。

議案の概要にお戻りください。

6、工事の概要。施工延長、1イコール677メートル。道路土工、のり面工、排水構造土工、管渠工、舗装工、道路附属施設工、防護柵工、軽量盛土工、構造物撤去工一式でございます。

7、工期。議決された日の翌日から令和6年3月4日までとなります。

以上で、議案第40号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

8番遠藤龍之君。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この事業については、3線堤整備スケジュールということで、中浜滝の前線、令和4年度から令和5年度を予定ということになってんですが、そもそもこの事業つつうのはいつから始まった事業なんですか。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。まず、そもそもの計画段階から言いますと、平成27年度から実施されているものでございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。27年度からとすれば、なぜ今の時期なのかっていうね。遅れているのではないかという疑問、懸念からの確認なんですが、いかがでしょうか。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。様々な経緯等はございましたが、最終的には、残土、阿武隈川からの残土受入れの時期がこの時期になってしまったっていうところで、その調整がついて、令和4年度から工事に着手やっつとできたという形になっております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。それはね、取ってつけた理由になるんじゃないですか。だって、阿武隈なんて、7年度から何だっけ、平成27年度から、平成27年度に、その阿武隈川のあいづつてのも、その、あったんですか、んじゃ。という話になつとね、ちょっとね、今のは理由にならないと思います。

いずれにしてもね、やっぱりもろもろの理由があったにしてもね、ちょっとこの問題が残った事業だということは指摘しておきたいです。残土とかなんとかなんてね、何ぼでもあったんですから。は、事前のね、以前の話ですから、まあ、もう、まあそのことにはもう今後、大きく元に戻るわけにはいかない事業でもありますから、その辺はあれなんだけど、非常にね、このことが問題があった事業だということは伝えておきたいです。

そして、んで、現実に、ということなんですが、この会社の概要、請け負った会社の概要について確認したいと思います。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。契約の相手方につきましては、柴田町の業者でございまして、株式会社松浦組というところで、「例えば、資本金とか、従業員数とかそういう情報」の声あり。）はい。

議長（岩佐哲也君）うん、会社名はわかりますから、そのほかの内容、規模だとかね、実績だとかいろんなあれがあると思うんで、その辺の内容について説明願いたいということだと思います。

建設課長（千葉佳和君）はい。すいません。手元にその辺の資料ございませんので、お答え、今現在お答えはできませんので、申し訳ございません。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。概要はね、概要を確認して、そして対象とするわけだから、手元にないからっていうふうにはなんないと思うのね。まあ、いいです。いいです。ない

つつうことでね、できないということ。

しからば、んでは、工事の概要、っていうのはですね、これは、もともと、いろいろその事前の説明の中でね、あったんですけど、何でこの小分けにして、そしてね、地元企業も入れるようにしねかったのかっていう話の中ではね、難易、工事内容が難易つか難易度が高いっていうかね、そういうのが理由として、おっきな事業にして、そして、資格要件のある会社にしてもらうんだという説明があったもんだから、んだどの程度の会社なのということでの確認をしたかったんですが、その辺もこう、今、この場でね、あの、うん。というのは、ちょっとそれもちょうと問題かなというふうに思います。

すつと、んで、具体的に聞きますと、この工事の概要の中で、どの部分がほの難易度の高い工事の中身に、地元企業でもね、できないような工事の中身ということになってるんでしょうか。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。はい。工事の内容といたしまして、まず、現場条件といたしまして、道路の、にはですね、水田が隣接しておりまして、施工時期が限られるというところが一つ挙げられます。さらに、現道を交通開放しながらですね、高盛土を行うため、綿密な施工計画が必要になると。そして、現道にはガスパイプラインが占用されておりますので、その移設。そして、盛土材は、阿武隈川のしゅんせつ土を活用することで、様々ですね、調整が必要になってくると考えております。さらに、盛土材につきましても、軽量盛土というものを使って一部盛土する区間がございますので、その辺の混在することからですね、施工が煩雑になるというところで、難易度が高いと判断しております。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと今、今の説明ではちょっとぴんときないんですが。まあ、だから、小分けにするというかね、ちょっと、素人のね、理解では、道路を盛り上げて、そして整備してっていう作業だと思うんです。そこのどこの部分でね、難しいところがあんのか。部分的にあつかも分かりません。んだけつと、ほれが全体を通して難しい作業になんのかっていうふうに考えれば、今の全体のね、理由として、それが理由につながんのかっていうところでは、そういうことでこの理解を、ができっかどうかつつうのあれだけでもね。んだけんと。表面って、んでは、そのパイプラインがね、通ってっから、んだから難しいって、これはやっぱり普通に考えて、どこさ入ってんのかつつうの分かれれば何が難しいのかっていうような、難しい対象になんのかどうかって、素人頭ではね、そういう疑問が残る、今の説明の中ではね。あと、残土がどうの、残土なんて、まあ、まあ、こいつはこいつでね。

ちょっと一般的なね、理由にしかこう、一般的なつつうかね。ちょっとこの小分けにしなかった、これは高度な技術を要する事業だから条件付の入札方法にしたということのようなんだけれども、その辺の、そしてこの条件つけて、こんな難易度が2つしか入ってねっていうのもね、何なんだやというような、ちょっと疑問に残つとこ。かなり難しい仕事になってっから2つしか来ねかったのかというふうな。んだこつたら、んだこつたら、その、んだ、さっき言ったほの会社の概要って、んでどうなっていうふうなことを確認したかったわけなんです。ちょっとその辺がね、なかなかこう、理解が難しいなということあるんですが。

いずれにしても、それ以上の答えは返ってこないということも、何となくこう伝わってきています。この工事については、一日も早くやらなくちゃならない工事だというこ

とでは、十分に理解できるわけですね。もう、27年度から、何で今やんねくてねのかというの、本当にもう。そしてこれは、この安全パイプ、安全のね、線堤だつつかね、安全を確保する、保障するにもかかわらずようやくというふうなこともあるので、一日も早く、本当これはこう完成していただかなくちゃならない工事だということですので、いろいろ問題は解決できないんですけども、まあ、んだから、最終的に、というね、非常にね、手続上、取組方に問題があるということを指摘しておきたいということで終わります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第40号令和4年度（債務）道改7号中浜滝の前線道路改良工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第40号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第9．議案第41号については、先ほど議案の撤回を許可しましたので、日程第9は削除します。

議長（岩佐哲也君）日程第10．議案第42号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、議案第42号令和4年度山元町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

初めに、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ1億6,339万円を増額し、総額を112億137万2,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正と併せまして地方債の補正を行っております。

今回の補正の大まかな内容ですが、人事異動に伴う人件費の組替え、それから寄附に伴う基金への積立て、新型コロナウイルスワクチン接種、そして坂元地区排水対策などでございます。

それでは、歳出予算の主なものからご説明をいたします。10ページをお開き願います。

初めに、2款総務費以下各款にわたりまして、職員の給料、手当、共済費など、人件費の補正を行っております。こちらにつきましては、例年9月補正予算で実施しております人事異動に伴う予算の組替え等でございます。

当初予算におきましては、1月1日現在の体制に基づきまして人件費を計上しております。その後の人事異動などを受けまして、今年8月1日現在の体制に合わせて予算を組み替えております。

以下、同じ考え方で人件費を計上しておりますので、その都度の説明につきましては省略いたします。

初めに、2款総務費1項総務管理費でございます。5目財産管理費につきまして1,639万5,000円を増額しております。こちらにつきましては、寄附に伴います財政調整基金への積立て、それから復興交付金事業等の実績確定に伴います震災復興基金への積み戻しでございます。

6目企画費につきまして5,091万2,000円を増額しております。こちらにつきましては、前年度のふるさと納税の実績に伴い、ふるさと振興基金に積み立てるものでございます。

12ページをお開き願います。

人件費は省略いたします。

3款民生費1項社会福祉費につきまして683万9,000円を減額しております。1目社会福祉総務費及び2目老人福祉費の27節繰出金につきましては、特別会計において必要となります一般会計が負担すべき経費について、その過不足分を補填するものでございます。

2項児童福祉費につきまして650万2,000円を増額しております。5目学童保育施設費77万2,000円につきましては、今年2月から実施しております放課後児童支援員の処遇改善、こちらをこの10月以降も引き続き継続するための所要額でございます。

13ページをご覧願います。

4款衛生費1項保健衛生費でございます。2目予防費8,692万3,000円につきましては、オミクロン株に対応したワクチン接種につきまして、10月中旬からの開始に向けた所要額を計上するものでございます。財源につきましては、全額国庫支出金になります。

14ページをご覧願います。

4目母子保健費137万5,000円につきましては、小児の弱視を予防するため、3歳児健診において、目の屈折検査に必要となる経費でございます。財源の一部に国庫支出金を活用いたします。

9目上水道管理費12万円につきましては、水道事業会計において必要となります一般会計が負担すべき経費、こちらの不足分を補填するものでございます。

15ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項農業費でございます。3目農業振興費154万円につきましては、今年3月の地震で被災した農業用ハウスを補修するための経費の一部、こちらを助成するものでございます。財源の一部に県支出金を活用いたします。

それから、5目農地費615万円につきましては、町内の排水機場に不具合が確認されたことから、適正な運転管理を維持するための費用を計上するものでございます。

16ページをご覧願います。

8款土木費1項土木管理費でございます。1目土木総務費につきまして、備品購入費

7, 000万円を計上しております。こちらにつきましては、坂元地区の排水対策の一つの手段といたしまして、一定の排水効果が見込まれる排水ポンプ車の購入費用でございます。財源につきましては、地方債を活用いたします。

4項住宅費につきまして369万7,000円を増額しております。こちらにつきましては、今後の地震発生に伴う住宅被害を未然に防止するための費用でございます。当初の予算額を上回る要望があることから、これに応えるための費用を追加するものでございます。

5項下水道費につきまして334万6,000円を増額しております。こちらにつきましては、水道事業会計と同様に下水道事業会計におきましても、既定予算額のほかに一般会計が負担すべき経費が生じたことから、その不足額を補填するものでございます。

18ページをお開き願います。

10款教育費5項社会教育費でございます。4目文化財保護費につきまして252万円を増額しております。こちらにつきましては、今後、埋蔵文化財包蔵地内で予定されている土木工事に当たっての確認調査のための費用でございます。

11款災害復旧費1項公共土木施設災害復旧費につきまして1,550万円を増額しております。こちらにつきましては、今年3月の地震で被災した山寺川上流部付近の護岸復旧工事に利用する費用でございます。財源につきましては、一部地方債を活用いたします。

次に、主な歳入予算につきましてご説明いたします。

7ページにお戻り願います。

11款地方交付税でございますが、6,478万3,000円を増額しております。こちらにつきましては、令和4年度の普通交付税が確定したことに伴う増額などがございます。

なお、今年度の普通交付税交付額は、合計で25億1,410万6,000円となります。

15款国庫支出金1項国庫負担金3,097万2,000円につきましては、歳出でご説明いたしましたワクチン接種費用のうち個別接種に係る財源を計上するものでございます。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1,132万5,000円につきましては、社会保障・税番号制度に係る戸籍電算システムを改修するための財源でございます。

3目衛生費国庫補助金5,663万8,000円のうち5,595万1,000円につきましては、ワクチン接種費用のうち集団接種に係る財源、こちらを計上するものでございます。

8ページをご覧ください。

16款県支出金2項県補助金6目教育費県補助金につきまして352万3,000円を増額しております。こちらにつきましては、小中学校に配置をしてございますスクール・サポート・スタッフなどの財源でございます。

18款寄附金でございますが、527万3,000円を増額しております。こちらにつきましては、地震被害に対する復旧・復興等への指定寄附として個人からございました篤志でございます。

19款繰入金1項特別会計繰入金につきまして2,165万2,000円を増額して

おります。こちらにつきましては、特別会計の前年度事業などの精算分でございます。対象会計といたしましては、国民健康保険事業特別会計、それから後期高齢者医療特別会計、そして介護保険事業特別会計の3会計になります。

2項基金繰入金につきまして2億9,696万1,000円を減額しております。歳入歳出差引きの結果、財源調整として財政調整基金の取崩しを減額するものでございます。

9ページをお開き願います。

20款繰越金でございますが、1億8,247万3,000円を増額しております。地方自治法の規定に基づきまして、令和3年度決算における実質収支の2分の1以上の3億円、こちらを財政調整基金に積み立ていたしますが、残りの額を今年度の繰越金として計上するものでございます。

22款町債につきましては、次の地方債の補正でご説明いたします。

4ページにお戻り願います。

地方債の補正でございます。

変更分といたしまして、緊急防災・減災事業債の限度額を7,900万円に、臨時財政対策債の限度額を5,667万5,000円に、公共土木施設単独災害復旧事業債を8,280万円にそれぞれ変更するものでございます。起債の方法、利率や償還の方法につきましては、変更はございません。

以上が補正予算（第4号）の内容となります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）ここで換気のため暫時休憩とします。再開は11時10分、11時10分再開とします。

午前11時00分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

12番高橋建夫君。

12番（高橋建夫君）はい、議長。ただいまの令和4年度9月補正の議案が提出されたわけなんですけれども、冒頭説明の中にもありましたように、この時期は人事異動に伴う人件費の組替えがあるわけです。本年度は、春に町長選挙が行われまして、大体この辺までは暫定予算でね、こう、やってこられて、一つの区切りの補正のっていうのもあるんじゃないかなと私は理解するんですが、そういう観点から見て、現実的にこの人件費の削減の実態を町長はどう考えて、うん、考えを率直にお願いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。削減の実態といたしますとですね、まああの、「これの、この補正の分」の声あり）ん。（「補正の人件費の削減の実態」の声あり）うん、あの、はい。全てがですね、うん、職員の異動によっての削減であって、人数を減らして、意図的に人数を減らしてここまで急激に減ったということではなく、一部、数人増減はあると思えますけれども、どうしてもやむを得ない事情で人事がですね、入れ替わり、辞めた方もいたりとかいろいろあって、そういう中でこのような結果が出たというところで、

こちらが意図的にですね、人を減らそうと思って、このようにぐっと減らしたというところではないということをご理解いただきたいと思います。

12番（高橋建夫君）はい、議長。そこでですね、その質疑をした背景なんですけども、今、町長から、政策的にね、変更したとか何かという、そういうものではないよと。そういう意味で、私は、新町長のね、公約に、重要な施策として豪雨水害対策だったり、あるいは福祉の推進だったり、こういうことが挙げられて、まあそういうね、とすれば、今、復興の総仕上げとか、町長がよく言われる排水とか道路の懸案の問題とか、令和2年、3年の地震とか、それから、今だとコロナ対策とか、こういうことを見た場合に、特に現場で働いてる職員さんを見ると、特に建設とか、どこって固定はできないけども、建設部門とか福祉部門の人的な対応というのは大変苦慮しているんじゃないかなと懸念をしてるんですが、その辺をまず2番目として伺っておきたいと思うんですが。

町長（橋元伸一君）はい、議長。結局その仕事の忙しいところと、が集中してるんじゃないかということですよ。私もですね、今年、組織の再編と併せて、そういうふうな組織の再編の中で、人事関係、その人の多さ、職員の多い少ないも含めてですけども、今、見直しをしてる最中なんですけども、震災での大きな目に見えるような仕事っていうのは明らかに終わってきてるんですが、目に見えない部分で、これもこれまでの、今回の議会の中でも質問の中でちょっとお答えしましたが、その目に見えない部分の残務なり仕事っていうのが結構あります。ですから、ここで一気に職員をどんと減らすということは、ちょっと考えにくいのかなというふうには、私の中では思っています。はい。

12番（高橋建夫君）はい、議長。現実を見据えた形でね、そういう考え方は私ももっともだと思えます。

そこでですね、まさにこれから新町長としての政策的、戦略的手法として、的を外さないで見てほしいというのはまさに今言われたことなんですけども、職員の定数もね、長期的にこうだんだんと計画に伴って見据えながら、今私が挙げられたような部分での非常に苦勞してる部門、これを、この間の特別審査委員会でも、最後にちょっと、副町長だったかな、組織も多分ちょっと一部見直ししてるっていうような話、ちょっと出ました。ですから、そういうような方向性で考えているということで期待したいわけなんですけども、その辺の決意をもう一度お聞きかせください。

町長（橋元伸一君）はい、議長。その職員の定数とかね、そういうところに関しましては、今回の3年度ですね、決算、そういうのも見据えて、あとは今後の事業内容も見据えて、それで、やっぱり資格保持者、保育士もそうですが、建築関係、建設関係もあります。そういう資格保持者も含めて、1年だけとか3年だけとかそういうことでなくて、長期で見て、今ちょっとその基本的な部分の改革というかですね、見直ししてる場所なので、それに併せて、短期で事業が入ってくればそこに合わせた補充なりなんなりっていうのが出てくると思うんですが、先ほども言ったようにですね、定数に関してはいろいろ、言われることはあるんですが、ここに来て、一気にですね、職員数を減らすとか、そういうふうな方向での考えは、まだ今のところはないと。ええ。ですから、現状を見て、その来年の組織再編に合わせて今年の職員の募集もかけてますし、そういうふうな形で進めていきたいと。まだまだ仕事は減ってはいない。減ってはいないというのは、復興事業の中、あの当時から比べると、金額を見ていただくと分かる通り、減ってはきてますが、まだまだその、うん、思い切って減らすところまでは行ってない

というふうにご理解をいただければと。私はそういうふうと考えております。

12番（高橋建夫君）はい、議長。ちょっと誤解されてる部分もあるんで補足しておきますけども、職員の定数というと、行革で170名まで絞ったっていう形がありますよね。しかし、想定外の大地震、大震災が起きたり、あるいは、大規模な地震が去年も今年も、あとはその間に台風とかいろいろな水害も来てます。そして、建物もいっぱい建ってます。で、そのための維持管理費とかね、そういう形もあるから、私が言ってんのは、長期的に見て、その仕事に対応した形での適正な人員配置でをきちっと考えていただきたいということで、基本的には同じ考えだと今の回答で分かりましたので、ぜひとも力強くですね、その考え方で進んでほしいなと思います。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。18ページです。10款5項4目の12ですね、委託料、12節。試掘の発掘調査支援っていうようなことで、先ほど、土木工事のための確認ということで252万円計上されておりますけれども、この調査場所はどこなんでしょうか。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。調査場所のほうは、真庭の浅生地区のほうになります。佐藤蒔蒔屋さんのほうの西側のほうに残ったところ辺りですね。そちらのほうが民間開発をするということで、こちらのほうがその場所になります。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。民間ということでよろしいんですね。はい。

それではですね、16ページ、8款の、8款4項の2目住宅安全対策費の中の12の委託料と、あと18の負担金の部分ですが、診断者派遣業務っていうことで99万7,000円。これは何件を想定してなのか。

そしてまた、その下の部分の改修も何件くらいを予定しているのか、お答え願いたいと思います。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。はい。まず、木造住宅耐震診断士派遣業務委託につきましては、当初ですね、8件を予算計上してたんですけども、希望者が増えた結果、7件増加しております。

続きまして、木造耐震改修工事助成事業補助金につきましては、当初3件でございましたが、希望者が5件いらっしゃいましたので、2件増加しております。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。そうですね、今、地震が続いてるので、果たしてその、多分要望が出てるのが2件であろうと思うので、2件とか3件って、その辺やはりですね、もう少し密に取っていただければ、町民の方もちょっと安心してそういうふうなのが受けられるかなというふうに思いますので、今後またまた尽力願いたいと思います。

そして、15ページ、6款1項の、えっと、何だ、5目、あ、3目の農業振興費の部分ですが、これについてはハウスの修繕ということなんですが、これは何か所なのかお尋ねします。

農林水産課政策推進班長（加藤拓己君）はい、議長。農地利用効率化等支援事業補助金につきましては、地震被害の復旧に際して国の交付金を活用するものでございますが、国の交付金の要件が修繕金50万以上という要件がございまして、その要件を満たす、今回はイチゴ農家1件が対象でございます。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。8ページの16、2、6目教育費補助金の小中学校に対するスクール・サポート・スタッフの補助金ということで、歳入では設けてたと。歳出の部分

でもこれに対応する部分があったかと思うんですが、それはどこか。16ページになのかな。16ページの10款1項2目事務局費に当たるのか。その後の2項、3項に当たるのか。この辺の関係を、歳入歳出のですね、を確認したいんですが。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねになりますけども、スクール・サポート・スタッフの人件費については、16ページの10款1項2目の事務局費で措置しておりますので、こちらの中の国庫支出金の340万円が今回の歳入に当たる分となります。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。これは、この補助が確定する前から事業をしていたということなんですか。それとも、確定したから、今から増やしてやるという事業の中身になってんですか。この辺の取組について確認します。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。こちらにつきましては、事業は既に年度当初から行っておりましたが、このたび県のほうから内示が示されたことから、今回予算のほうで計上させていただいて、財源の内訳の変更を行ったものであります。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、これについては、取組については変わらない。ただ、財源がもらってありがたいという内容ですね、はい。それについては確認しました。

それから、はい、12ページの3款2項5目、学童保育の包括業務委託料の増。これは10月以降も実施と、財源が、ということなんなんですが、これいつまでの実施なの。年度内ということなのかどうか、確認します。

子育て定住推進課長（村上 卓君）はい、議長。こちらの包括業務委託の委託料の増ということで、人件費の処遇改善分になりまして、10月1日から来年の3月末までという部分で今回は対応させていただいておりますが、あと今後についてはですね、包括業務委託の中での処遇改善というのも考えていくという状況になっております。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ていうふうになると、学童保育だけが対象ということなんですか。あの、保育士さんとかいろいろあつかうと思うんだけど。あるいは、図書館、図書い……、まあ、これになると、あれ、学務課ってなるんだかも分かんね。その辺のちょっと仕組みつつうか制度の中身について確認します。

子育て定住推進課長（村上 卓君）はい、議長。こちらの包括業務委託料の部分については、学童保育の支援員の部分に対応してるってということになりまして、今年度につきましては、令和4年2月にですね、国のほうから補助事業として処遇改善事業が実施されておまして、そちらのほうで9月末までという部分の補助でしたので、10月1日以降の分については町で対応するというので、今、計上しているということになります。

あと、全体につきましては、保育士とかですね、通常の人事院勧告とかに従っておる部分ありますので、対応してる分については、児童クラブの指導員さんの分ということになっております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと、ちょっと、ちょっと今の説明では。ここ結構ほれ問題になっててね、10月以降どうなんだというのは、もう全国的なこの課題があったんだけども、それについてはそれぞれの町対応というね、これも国も、のもちょっとね、問題あるかなと思うんですが、その町に丸投げっていうのか何ていうのか分かんないけど、財源も含めてね。そのときやっぱり、その町の態度、対応っていうのが、ほの、…重要になってくるんだけども。まあ、この、この補正だけを見ると、その介護、あ、学童か、学童だけが対象になってるようなんだけども、その辺、その返答、町になん

のかや。町に聞かなくてねのか。町つつうか全体に。そのほかの対応つつうのはどうなってるのか、この予算書からはちょっと見えないんですが、その辺の対応というのはどうなってるんでしょうか。大体関係してるよね。それは、教育も、処遇改……、待遇改善の中で出てきた事業。そして、それ9月までは国で面倒見るよということだったんだけど、10月以降については、国で明確なこの方針っていうのは、そのことについて決まってないんでしょうか。これ誰に聞けばいいんだか分かんねんだけど、なるんだけんとも。整理して。確認します。

議長（岩佐哲也君）担当は誰なんですかね。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。福祉関係の介護職員の部分だけ答えさせていただきますと、9月末までは補助金対応で県のほうから支出されていたということになりますけれども、10月からはですね、その給付費の中の加算という形で加算されまして、実際、町も負担するような形になるということで、これまでのサービス給付費のほうから事業者のほうに支払われるという形になります。はい。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その財源についてはちょっと今言ったの分かんねんだけんとも、一応その制度はこれ引き続き対応してるというふうな、この福祉部門については、福祉部門というの、という受け止めていいんですね。そうすると、教育関係はどうなるん……、もう、今、部門部門だら部門で決めちゃうの。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。教育委員会で行っております包括業務委託について、学校図書補助員のことかと思えますけども、そちらは総務課で一括で行っている包括業務に含まれているもので、特に今回の処遇改善とかそういったことは含まれておりません。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その部門については、もともとその対象にはなっていなかったということなんですね、今の答えだと。そういうことなんのかい。図書司書補とかっていうのは、その対象になってたんでねえか。ま、いいです、いいで……、何がいいかっていうと、まず、町として対応してるという、教育部門についてはしてなかったということが確認されたということで、分かりました。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

11番（菊地康彦君）はい、議長。それでは、13ページの4款1項2目予防費の中の委託費なんですが、今回の今の説明ですと、オミクロンの対応の委託料ということなんですけども、これが10月中旬というような説明だったんですが、国、いろんなところで9月の前倒しっていうこともあるんですが、この辺は含まれてはいないんでしょうか。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。先ほど財政課長のほうから説明あった中で、9月中旬ということで、今回の……

議長（岩佐哲也君）ん。10月中旬。

保健福祉課長（伊藤和重君）あ、10月中旬。

議長（岩佐哲也君）発表はね、先ほどの発表は10月中旬より。

保健福祉課長（伊藤和重君）あ、すみません。実際にですね、前倒しということで、予算が可決されたらですね、ワクチンのほうも来週以降入ってくるということがありますので、前倒しして行っていくような形で、今のほう、今、準備のほうを整えております。以上でございます。

11番（菊地康彦君）はい、議長。はい、理解いたしました。

それでは、その下に14ページの、これは4目ですね。母子保健費の備品購入費なんですけれども、子供たち、3歳児のですね、健診の屈折検査ということなんですけど、これ、子供たちの弱視とかですね、そういった部分でそういう子供が増えて、こういう購入になっているのかどうか、確認したいと思います。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。はい。今回、屈折検査機器の購入費につきましては、弱視の方が増えてるということではなくてですね、事前に予防するということで、屈折異常、目の異常なんですけれども、近視とか遠視とか乱視、あと斜視というところを早期に発見しまして、医療機関のほうにですね、紹介を行うということで、来年度早々から始められるようにですね、今回予算のほう計上させていただきました。以上でございます。

11番（菊地康彦君）はい。最近、本当に子供たちの目のですね、病気だったり、小さくても眼鏡をかけてたりとかですね、いろんな社会情勢によって、こういう子供たちが増えてるのかなと思います。ぜひですね、こういった器具はどんどん取り入れていただいて、予防に努めていただければと思います。以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。9ページの歳入の中の21款諸収入5項雑入1目雑入の町村地域活性化促進等助成金頂いたつうの、これどっから頂いたんでしょうか。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。こちらは、県の町村会から受け取るものでございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。町村会から頂いた、これは例年のことなんですか。そして、どこさ使う、何さでも使える助成金ということですか。雑入で入ってきてんだから。はい。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。今年は歳入を予定し、来年度以降も、こうした制度設計が継続するという話は聞いてます。

で、内容については、地域社会の活性化を促進し、地方創生につなげることを目的としたもの。で、具体的には、多彩で魅力ある地域資源を生かした、地域資源を生かした町村の事業に対して助成されるもの。これに手挙げをして、今般、茶室の関係の経費を、経費に対して財源を充当する、そういった目的の歳入でございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。地方創生だと、目的そういったのが何で雑入で入ってきてという疑問があります。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。雑入の予算科目の性質自体が、要は、地方自治法で定められている款項というものに当たらないものは全て諸収入で整理するという基本ルールの下で、ここの科目に設定をしているということでございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうね、ちょっと不親切な対応つうかですね、分かんないよ、この、これで、ちゃんとそこまで説明さんねとね、雑入で。ま、その辺を指摘しておきたいと。

同じく、そのページの上、あ、下、臨時財政対策債と地方交付税交付金の関係についてなんですけど、これ減額した分は、の、その理由ですね。地方交付税で最終確認で1億ばっかしました増えてる、その中での相殺なのかどうなのか、その辺の関係について確認します。

議長（岩佐哲也君）これは、財政だな。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。臨時財政対策債については、交付税のいわゆる身代わり

財源ということで、国と地方の折半ルール、そういったものの中で、町負担分ということで、地方、その、赤字地方債ということなんですが。これは、当初の見込みよりも、実際には、最終的に国で示された金額、これが予想を下回ったということで、減額補正をさせていただいたということでございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。私の理解では、地方交付税交付金がね、の財源が国でない。その分地方で借りて、本来、山元町にはこのくらいの額で行かなくてないのが、国で財源がないから、その不足分を臨時財政対策債で対応してくれということで決まる額だというふうな理解してるんですが。だから、その、この関係ね、普通交付税確定したことによって、借りる分が想定していたね、例えば80……、あ、25億だったら25億必要、あ、必要だったの、国では24億しかねから、その1億を臨時財政で対応してくれ。んだけっとも、24億……、ああ、地方交付税交付金が国で24億しかねから、24億5,000万用意できたから、その5,000万を臨時財政対策債から抜いてもいいよというようなことでの減額なのかなという理解なんですが。ちょっと違ければ違うでいいです。後でゆっくり考えっから。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。この地方交付税の制度と、それから臨時財政対策債の制度というのは、基本的に同じものということで私も理解しています。で、どうしても、その地方財政計画という国の策定する毎年度の計画において、次の年の交付見込額が発表されるんですけども、令和4年度のときの国の見立てでは、令和4年度の地方交付税に関して、103.5パーセントという見通しでした。で、臨時財政対策債については、マイナス67.5パーセントというのが示されて、これに見合った当初予算の編成をしておりました。で、結果として、今年度に入り、様々なその法定、国税の関係ですか、4税、あとは地方法人税の収入、そういったものを加味して、最終的には地方に配分されるんですが、結果として、この臨時財政対策債は67.5パーセントより少し下回った。これ、どうしてもその国ベースでの計算で地方に交付されるものですから、その中身の分析まではできないんですけども、こういった形で今回は決定がなされたということで受け止めてございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。確かに難しいという、まず、その目的としては本来頂かなくちゃ、頂かないつつうかね、当然、町の財源としてね、示された額というのがね、国の勝手に、変な表現すつとね、何やるってあれだけんとも、国の都合で下げられるっていうのは、本来、本来頂けたって決まってるね、地方交付税交付金としてもらえるはずのものが、国の都合で減らされたというふうな捉えていいものか。その辺ね、地方でそこまで、私は、の理解としては、町でほの試算してね、このくらい、おらほはこのくらい必要なんですよということ示したものに対して、国がいろいろ、今も説明の中でいろんな係数とかなんとかって出してきて、毎年毎年違うケースだして、結果、あんたんところはこれしかやらないよというような形でこう出て、ま、そういう形で出てくんだべけんとも、それが示されたのにもかかわらず、そういうことで、町として予算立てしたものが国の都合で減らされたのかというふうな理解をしたものですから、そういう疑問を、今、確認しました。まあ、しかしながら、町でそこまでっていうのはね、難しいと言われれば、今んとこそれはこう、本当にそうですかっていうの、私もその課題、今後の課題にしたいと思います。その疑問についての解決についてはね。以上でいいです。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。質疑なしと認め……

9番（岩佐孝子君）はい、議長。15ページです。農林水産費のところですけども、1項の、何だこれは、1項だから、農地費の中の工事請負ですけども、排水機場の修繕っていうところは、どこの箇所でしょうか。

農林水産課機能保全班長（由利真人君）はい、議長。まず、保守……、今現在計上しております箇所につきましては、牛橋の排水機場、あと横須賀の排水機場、花笠第2排水機場、谷地排水機場の4か所でございます。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい。今、4か所挙がったんですけど、果たしてこれでオーケーなのかなというふうな部分もありますので、再度ですね、検討していただければというふうに思います。今回はこれで計上しておりますので、でも、途中でやめるようなことのないように、きちっとした工事をしていただくことを望んで終わりにします。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

6番（高橋真理子君）はい、議長。お伺いいたします。16ページです。物品購入費なんですが、排水ポンプ車両購入費として7,000万、こちらあるんですが、この件についてです。

これは、おもだか館あるいは坂元交流センター、あのかいわいが毎度、豪雨のたびにあのおりになるということでの対策として、そして、橋元町長の掲げる排水対策あるいは豪雨対策としてが一番最初のそれに対策するとしての対応としての購入をされたと思うんですけども、これを買われた、いろいろな議論もあったと思うんですけども、その辺ちょっと、こちらに購入したという理由、理由は分かるんですけども、経緯をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。たしかね、一般質問か何かでもお答えしたかと思うんですが、これだけあそこ全体の排水が全て賄えるとは思っていませんので、結局、今から対応するに当たって、取りあえずっていう表現あれなんですけどね、あそこにもしそういうふうな災害が起きたときに、できるだけ早急に、まずそのポンプで坂元川のほうに排水を今までもしてるんですが、これまでの排水ポンプではちょっと賄い切れないところがありましたので、まずはこれで対応して、で、最終的には、そういうことが起きないように、今後対策をしていくと、考えていくということでの、そして、坂元だけではなくてですね、このポンプあそこだけに使うということじゃなくて、災害が、その大雨による災害、線状降水帯とかですね、各地で起きてますので、どこで起きるか分からない。町内でまず使える、うん、どこでも使えるということで、今回購入をするというふうに決めたというところでありまして。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第42号令和4年度山元町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第42号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第11．議案第43号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。それでは、議案第43号令和4年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ65万4,000円を減額し、総額を18億5,359万8,000円とするものでございます。

議案書6ページをお開きください。

歳出予算からご説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費第1目一般総務管理費人件費については、人事異動に伴い、職員給与、手当など476万8,000円を減額し、繰出金については、令和3年度に一般会計からあらかじめ見込額として繰入れを行っておりました出産育児一時金などの繰入金411万4,000円について、決算に基づく精算により金額が確定しましたので、今年度の一般会計に戻入れを行う繰出金として計上し、差引き合計で65万4,000円を減額しております。

次に、ただいまのページの上段5ページ。

歳入予算の補正額についてご説明いたします。

第6款繰入金第1項繰入金第1目基金繰入金については、最終的な財源調整の結果として、基金の取崩し額411万4,000円を増額しております。この結果、当初予算からの基金繰入金の累計が6,582万6,000円、補正後の基金残高は2億3,794万4,000円になります。

第2目一般会計繰入金については、人事異動に伴う人件費の減により、歳出と同額の476万8,000円を減額し、歳入合計で65万4,000円を減額しております。

以上、議案第43号補正予算案の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第43号令和4年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第12．議案第44号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。それでは、議案第44号令和4年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ194万2,000円を追加し、総額を1億9,539万3,000円とするものであります。

それでは、議案書5ページをお開きください。

歳入予算からご説明いたします。

第4款繰越金第1項繰越金第1目繰越金については、令和3年度当特別会計の決算剰余金の全額を今年度に繰越しするため、その繰越額274万円を計上しております。

次に、下段6ページ、歳出予算についてご説明いたします。

第3款諸支出金第2項繰出金第1目一般会計繰出金については、令和3年度の決算剰余金を今年度の一般会計へ戻入れを行うため、繰出金として歳入と同額の274万円を計上しております。

以上、議案第44号補正予算案の説明を終わります。よろしくごお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第44号令和4年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第44号は原案のとおり可決されました。

あ、失礼。はい。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。失礼いたしました数字の読み間違いがありましたので、訂正させていただきます。

歳入歳出の総額、歳入歳出それぞれ274万円を追加しということになります。よろしくご願ひいたします。すいませんでした。

議長（岩佐哲也君）以上で終了します。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第13、議案第45号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（伊藤和重君）はい、議長。それでは、議案第45号令和4年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ2,951万4,000円を追加し、総額を15億9,728万3,000円とするものであります。

議案書7ページをお開きください。

歳出予算からご説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費については、職員の給料、手当など人件費の調整による増額と、介護職員等の処遇改善として賃金引上げのため令和4年2月から介護職員処遇改善支援補助金として対応してきたものを、今年10月からは、介護職員等ベースアップ等支援加算として介護報酬に加算し請求となるため、これら介護報酬改定に伴うシステム改修費の増額し、差引き合計13万1,000円を増額しております。

第3款地域支援事業第2項一般介護予防事業費第1目一般介護予防事業費については、職員、技師分ですね、1名の手当等の調整のため増額しております。

同じく地域支援事業費第3項包括的支援事業任意事業第2目任意事業費については、家族介護用品費の助成額が当初見込みの申請件数を上回ることが想定されるため、37万5,000円を増額しております。

第5款諸支出金第1項繰入金第1目一般会計繰入金については、令和3年度に一般会計からあらかじめ見込額として繰入れを行ってございました人件費や事務費及び介護給付費負担金など町負担分の繰入金を決算に基づく精算により金額が確定しましたので、今年度の一般会計に戻入れを行う繰入金として、1,479万8,000円を計上しております。

第5款諸支出金第2項償還金及び還付金第2目償還金については、令和3年度に概算交付を受けた各種負担金、補助金の精算に伴う国・県への返還金合計1,417万7,000円を増額計上しております。

次に、議案書5ページをお開きください。

歳入予算の補正額についてご説明いたします。

第3款国庫支出金第1項国庫負担金第1目介護給付費負担金については、令和3年度事業の精算に伴う介護給付費負担金の追加交付分として1,286万4,000円を増額しております。

同じく国庫支出金第2項国庫補助金第2目地域支援事業交付金から第5款県支出金第2項県補助金第2目地域支援事業交付金までにつきましては、歳出で増額しました予防事業の人件費分及び家族介護用品費の国・県の追加交付分を増額しております。

第3目介護保険事業補助金については、令和3年度事業の精算に伴う介護保険事業費補助金の追加交付分を増額しております。

最後に、第7款繰入金第1項繰入金第1目基金繰入金については、最終的な財源調整の結果として、基金の取崩し額1,617万8,000円を増額しております。この結果、当初予算からの基金繰入金の累計が4,784万6,000円、補正後の基金残高

は2億6,384万5,000円になります。

第2目一般会計繰入金については、予防事業に従事する人件費分、家族介護用品費、一般管理費分の人件費分及び介護報酬改定に伴うシステム改修費の町負担として一般会計から繰り入れる額合計で20万8,000円を増額しております。

以上で議案第45号補正予算案の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第45号令和4年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第45号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第14. 議案第46号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所庶務班長（菊地幹真君）はい、議長。それでは、議案第46号令和4年度山元町水道事業補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書をおめくりいただき、1ページ、2ページ目をお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

1款水道事業収益2項営業外収益4目他会計補助金の12万円の増額は、人事異動により児童手当に要する経費として、一般会計からの補助金を増額措置するものであります。

次に、支出について申し上げます。

1款水道事業費1項営業費用4目総係費の52万9,000円の増額は、人事異動によるもので、説明欄に記載のとおりであります。

次に、資本的支出について説明申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費2目施設整備費の9万5,000円の減額につきましては、人件費の調整によるもので、説明欄に記載のとおりであります。

続きまして、議案書の最初のページにお戻り願います。

第2条、令和4年度山元町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第1款水道事業収益を12万円増額し、総額4億1,655万5,000円と

するものであります。

支出、第1款水道事業費を52万9,000円増額し、総額3億7,990万3,000円とするものであります。

第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,165万8,000円を1億2,156万3,000円に、当年度分損益勘定留保資金1億1,459万1,000円を1億1,449万6,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款資本的支出を9万5,000円減額し、総額2億303万7,000円とするものであります。

第4条、予算第8条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものであります。

第5条、予算第9条に定めた他会計からの繰入金に第4号として児童手当に要する経費12万円を加えるものであります。

以上で議案第46号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第46号令和4年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第46号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第15．議案第47号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所庶務班長（菊地幹真君）はい、議長。それでは、議案第47号令和4年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書をおめくりいただき、1ページ、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

1款下水道事業収益2項営業外収益3目他会計補助金の334万6,000円の増額は、高資本費対策に要する経費として一般会計からの補助金を増額するものであります。

次に、支出について申し上げます。

1款下水道事業費1項営業費用1目管渠費の350万円の増額は、今後の突発的な修繕などに速やかに対応するため、修繕費を増額するものであります。

4目総係費の9万2,000円の減額は、人件費の調整によるもので、説明欄に記載のとおりであります。

次に、資本的支出について申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費2目施設整備費の2万1,000円の減額につきまして人件費の調整によるもので、説明欄に記載のとおりであります。

では、議案書の最初のページにお戻り願います。

第2条、令和4年度山元町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第1款下水道事業収益を334万6,000円増額し、総額6億1,652万7,000円とするものであります。

支出、第1款下水道事業費を340万8,000円増額し、総額4億9,346万3,000円とするものであります。

第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,255万4,000円を2億7,253万3,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額690万8,000円を693万1,000円に、過年度損益勘定留保資金2億5,184万6,000円を2億5,180万2,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款資本的支出を2万1,000円減額し、総額6億1,560万5,000円とするものであります。

第4条、予算第9条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものであります。

第5条、予算第10条に定めた他会計からの繰入金に記載のとおり改めるものであります。

以上で議案第47号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第47号令和4年度山元町下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）昼休みになり……、昼になりましたが、このまま続けたいと思いますがよろ

しいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）ええ、それではこのまま続けます。

議長（岩佐哲也君）日程第19だ、町長……あ、16。あ、失礼しました。

日程第16、同意第3号を議題とします。

本件について説明を求めます。町長橋元伸一君登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。同意第3号教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてご説明をいたします。

現教育長の菊池卓郎氏は、今月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を教育長として任命するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものでございます。

なお、任期につきましては、令和7年9月30日までの3年間となりますが、学校教育充実事業であるみのりプロジェクトの推進や、今後の課題である部活動の地域移行等に手腕を発揮していただきたく、引き続きお願いを考えたものでございます。

何とぞご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例90番により討論を省略します。

議長（岩佐哲也君）これから同意第3号教育委員会教育長の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

同意第3号は同意することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第17、同意第4号を議題とします。

本件について説明を求めます。町長橋元伸一君登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。同意第4号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてご説明をいたします。

現固定資産評価員の前副町長の菅野寛俊氏から、今月30日をもって固定資産評価員の職を辞する旨の申出がありましたので、その後任として現副町長の佐藤兵吉氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものでございます。

何とぞご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議 長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議 長（岩佐哲也君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例 90 番により討論を省略いたします。

議 長（岩佐哲也君）これから同意第 4 号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件はこれに同意することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

同意第 4 号は同意することに決定しました。

議 長（岩佐哲也君）続きまして、日程第 18. 諮問第 3 号を議題とします。

本件について説明を求めます。町長橋元伸一君登壇願います。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。諮問第 3 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明をいたします。

現委員の庄司克哉氏が令和 4 年 12 月 31 日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を法務大臣へ推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

次項に庄司氏の略歴書をおつけいたしておりますが、経歴、人格からして適任と考えますので、ご理解の上、よろしくお願いを申し上げます。

議 長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議 長（岩佐哲也君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例 90 番により討論を省略いたします。

議 長（岩佐哲也君）これから諮問第 3 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本件は適任と答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

諮問第 3 号は適任と答申することに決定いたしました。

議 長（岩佐哲也君）日程第 19. 認定第 1 号から日程第 25. 認定第 7 号までの 7 件を一括議題とします。

認定第1号から認定第7号までにつきましては、9月7日に決算審査特別委員会に付託し会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。決算審査特別委員会委員長大和晴美君、登壇願います。決算審査特別委員会委員長（大和晴美君）はい、議長、4番。それでは、審査結果を報告いたします。

決算審査特別委員会審査報告書、認定第1号令和3年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号令和3年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号令和3年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号令和3年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号令和3年度亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号令和3年度山元町水道事業会計決算認定について、認定第7号令和3年度山元町下水道事業会計決算認定について。

本特別委員会は令和4年9月7日付で付託された議案を審査した結果、次の意見をつけて、原案のとおり認定すべきものと決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

2つの特に留意すべき意見がございます。

1点目、復興交付金、町税の減少が進んでいる。安定した町政運営を図るため、財政計画を見直すとともに、入札制度を見直し、高落札の現状改善、及び、ふるさと納税返礼品により多くのブランド認証品等を活用するなど、ふるさと納税制度の拡充を図るなどの必要な財源の確保に努めることを求める。

なお、こちらは、一般会計の決算認定に際し付する意見であります。

次、2点目、令和2年度決算認定に際し、町営住宅の統廃合や地域公共交通の見直しなどの付した意見の内容が、令和3年度事務事業に反映されていない。今までの意見を反映した取組を進めることを求むる。

以上、これらのことに留意し、今後の事業を進めることを求め、認定第1号から認定第7号までの全てを認定すべきものと決定いたしました。

決算審査特別委員会委員長 大和晴美

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）これから委員長に対する質疑を行うところですが、決算審査特別委員会は、議長、議会選出監査委員を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例84番により省略します。

議長（岩佐哲也君）これから認定第1号の討論を行います。―― 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第1号令和3年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報

告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第1号は認定することに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、これから認定第2号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第2号令和3年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第2号は認定することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）これから認定第3号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第3号令和3年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第3号は認定することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）これから認定第4号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第4号令和3年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第4号は認定することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）これから認定第5号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第5号令和3年度互理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第5号は認定することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）これから認定第6号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第6号令和3年度山元町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第6号は認定することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）これから認定第7号の討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから認定第7号令和3年度山元町下水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

認定第7号は認定することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第26. 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第74条の規定によりお手元に配布のとおり、継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）日程第27. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

お手元に配布のとおり議員派遣をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

変更を要するときの取扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第3回山元町議会定例会を閉会とします。

お疲れさまでした。

午後0時25分 閉会
